

# 民間建築物におけるアスベスト対策の概要

---

令和4年11月

北海道開発局 都市住宅課

1. 民間建築物におけるアスベスト対策の概要
2. アスベストの使用実態
3. 民間建築物におけるアスベスト対策の今後の取組方針
4. アスベスト対策の支援
5. 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度

# 1. 民間建築物におけるアスベスト対策の概要

---

## H17 アスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(H17.12)  
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会)(同上)

## H19.12 総務省勧告

### <勧告の内容>

- ・1,000㎡未満の小規模民間建築物等について、的確かつ効率的な把握方法の検討
- ・吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の推進

⇒アスベスト対策部会・WGにおいて民間建築物の調査の推進方策等を議論(H20.9～H21.6)

## H27.6 財務省執行調査

### <執行調査における指摘>

最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから支援制度を見直すべき

⇒執行調査での指摘を受け、以下のとおり補助期限を設定

[含有調査] H29末まで

(都道府県所有の公共建築物は、H27末まで)

[除去等] H32末まで

(都道府県所有の公共建築物は、H28末まで)

## H28.5 総務省勧告

### <勧告の内容>

- ・アスベスト使用実態把握の適切な実施
- ・小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整備の推進

## 建築物におけるアスベスト対策(H17～)

### 建築基準法の改正

(H18. 2)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

### 民間建築物におけるアスベスト調査の推進

(H17. 12～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

### アスベストの調査・除去等への支援

(H17創設→H20拡充)

民間建築物等について補助を実施。  
・調査 : 国10/10  
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

## 実態把握のための環境整備など(H21～)

### 建築物石綿含有建材調査者の育成

(H22～)

【H22～24】

- ・調査者講習カリキュラム・テキスト作成、モデル実施(効果検証)

【H25. 7】

- ・建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【H26. 5】

- ・関連業界団体へ調査者の活用促進にかかる周知

### 実態把握のための取り組み

(H25～)

【H25～H26】

- ・地方公共団体向けの台帳整備マニュアルの検討

【H26. 11】

- ・台帳整備マニュアルの作成

【H26～H27】

- ・台帳整備マニュアルの普及(全国で講習会を実施)

### 飛散性調査(基準整備促進事業)

(H21～25)

【H21～H25】

- ・吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている室における石綿の飛散状況等について調査

⇒吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散がみられないことなどを結論

## 第7回アスベスト対策部会(H26. 12)

### ①建築物石綿含有建材調査者の育成状況

### ②アスベスト使用実態調査の進捗状況

⇒①②の3年程度後の状況を踏まえて課題等を整理し、WGで必要な改善策等の検討を進めることとされた。

## 実態把握の加速に向けた取り組み(H27～)

### 建築物石綿含有建材調査者の育成・活動促進

【H27】

- ・調査者の活動状況にかかるアンケート調査の実施

【H28. 4】

- ・調査者をアスベスト改修事業の補助要件に位置づけ

### 建築物石綿含有建材調査者の充実・強化

【H30. 10】

- ・厚生労働省・国土交通省・環境省の3省共管による建築物石綿含有建材調査者制度を創設

【調査者登録数】計1,440名(R1.9末)

### 小規模建築物を含めた実態把握に向けた取り組み

【H27～H28】

- ・定期報告対象建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(全国)

- ・小規模建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(横浜市)
- ・台帳の整備状況など地方公共団体における取組状況に関するアンケート調査(全国)

【H29～】

- ・地方公共団体向け講師養成講習の実施

## 第8回アスベスト対策部会(H29. 5) 第9回アスベスト対策部会(H31. 3)

### ①小規模建築物を含めた実態把握及び対策の推進

### ②関係業界団体との連携等による周知徹底 等

- 建築物へのアスベスト使用については、労働安全衛生法及び業界自主規制等により、順次廃止。
- 平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止する対象が、アスベスト及びアスベストを0.1重量%超含む製品にまで拡大。
- 平成18年に建築基準法においても、既存建築物における吹付けアスベスト等の除去等の対策を促進するため、
  - ① 新築時の吹付けアスベスト等の使用を禁止。
  - ② 既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替時に吹付けアスベスト等の除去等の対策を行うことを義務付け。
- 対策の種類は、除去、封じ込め及び囲い込みのいずれか。  
ただし、封じ込め及び囲い込みの措置は、床面積の1/2を超えない増改築及び大規模修繕・模様替の既存部分に限る。

## <封じ込め>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法



## <囲い込み>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法



# (参考)アスベスト含有建材の分類

## レベル1(吹付け材)

### 建築基準法の規制対象(2種のみ)



吹付けアスベスト  
(鉄骨材の耐火被覆)



アスベスト含有吹付けロックウール  
(鉄骨材の耐火被覆)



実態調査により、有意な飛散が認められなかったため、建築基準法の規制対象とはしていない



吹付けバーミキュライト  
(天井の断熱・吸音)

※ アスベストが含まれている可能性がある  
ひる石を原料とした吹付け材

## レベル2 (保温材、断熱材)



アスベスト保温材  
(配管の断熱被覆)

## レベル3 (スレート、成形板)



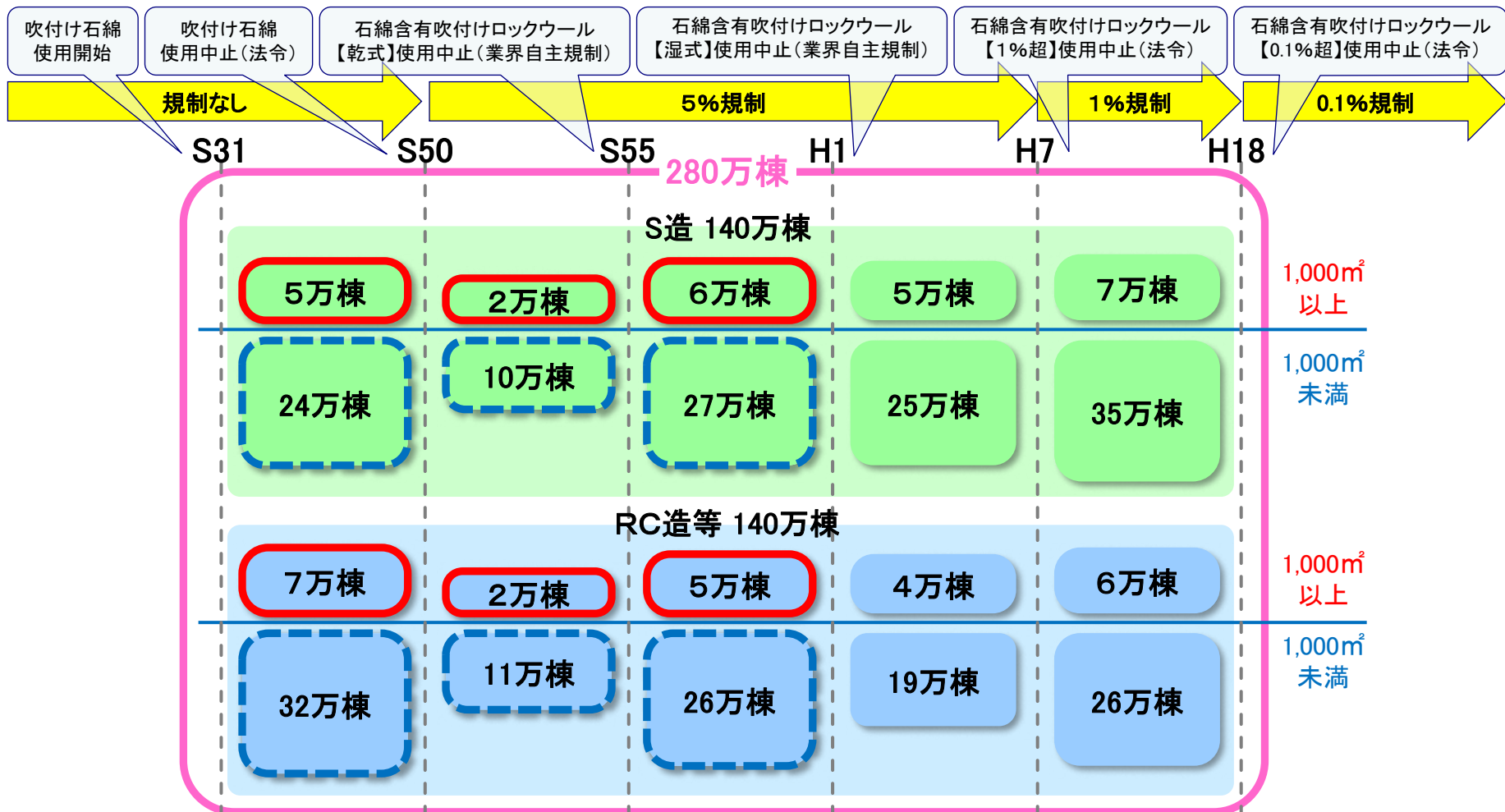
アスベスト含有スレート波板  
(工場の屋根・壁)

## 2. アスベストの使用実態



---

# アスベストが使用された可能性のある民間建築物(推計)

- 平成18年に建築基準法上使用が規制されるまでに、アスベストが使用された可能性のある民間建築物は約280万棟
- そのうち、業界が使用を自主規制をした平成元年以前に建てられた建築物は約157万棟
- そのうち、比較的多数の者の利用する規模として、1,000㎡以上の大規模建築物(約27万棟)を優先して調査を実施



調査対象となる民間建築物は国内に約280万棟  
 →優先すべきは平成元年以前の約157万棟

うち、既に把握している大規模建築物は約27万棟   
 うち、今後把握すべき小規模建築物は約130万棟 



## ●対象建築物

- ・ **昭和31年頃から平成元年まで\***に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね**延べ面積1,000㎡以上**)

\* 平成元年に建材メーカー業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止

## ●調査建材

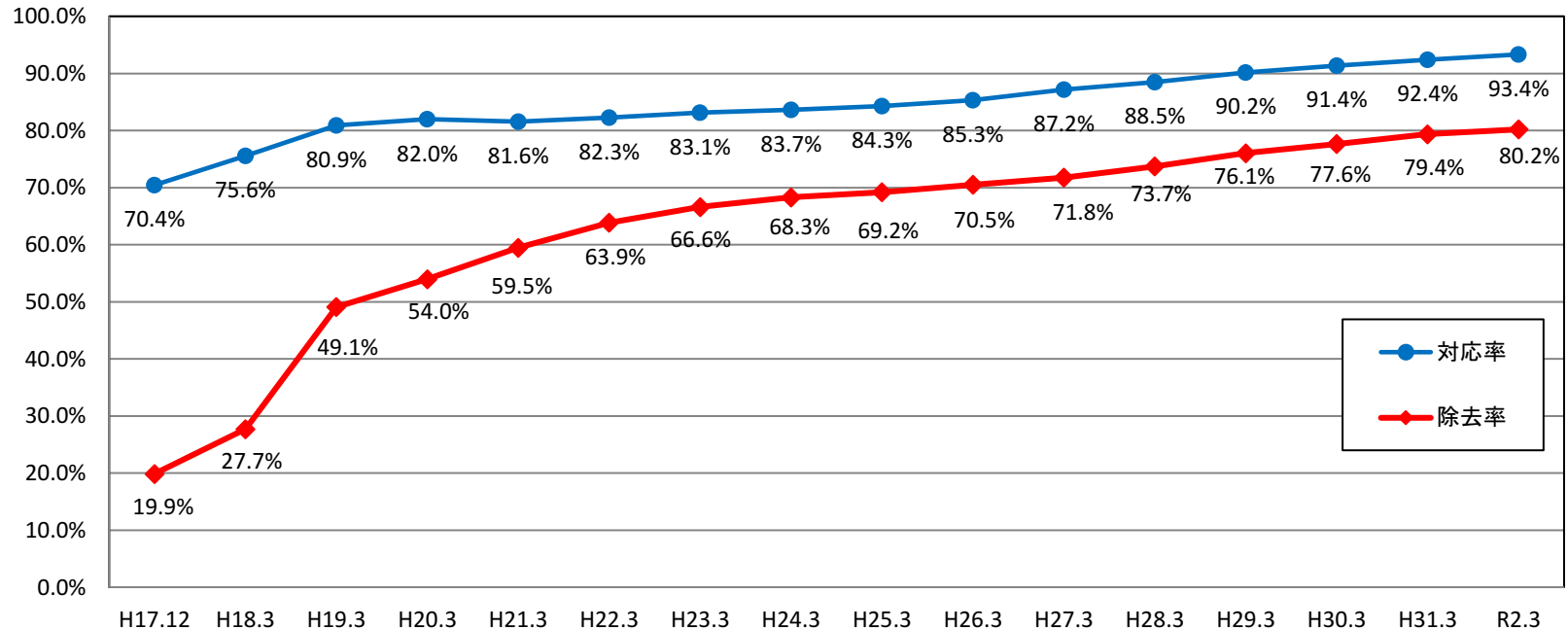
- ・ 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

## ●調査結果(R2.3.7時点)

- ・ **調査対象:約26.3万棟** →うち対応済<sup>※1</sup>:約24.6万棟(対応率93.4%)
- ・ 調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物:約1.50万棟 →うち除去済<sup>※2</sup>:約1.26万棟(除去率80.2%)

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの(予定を含む)」

※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの」



<調査結果の推移>

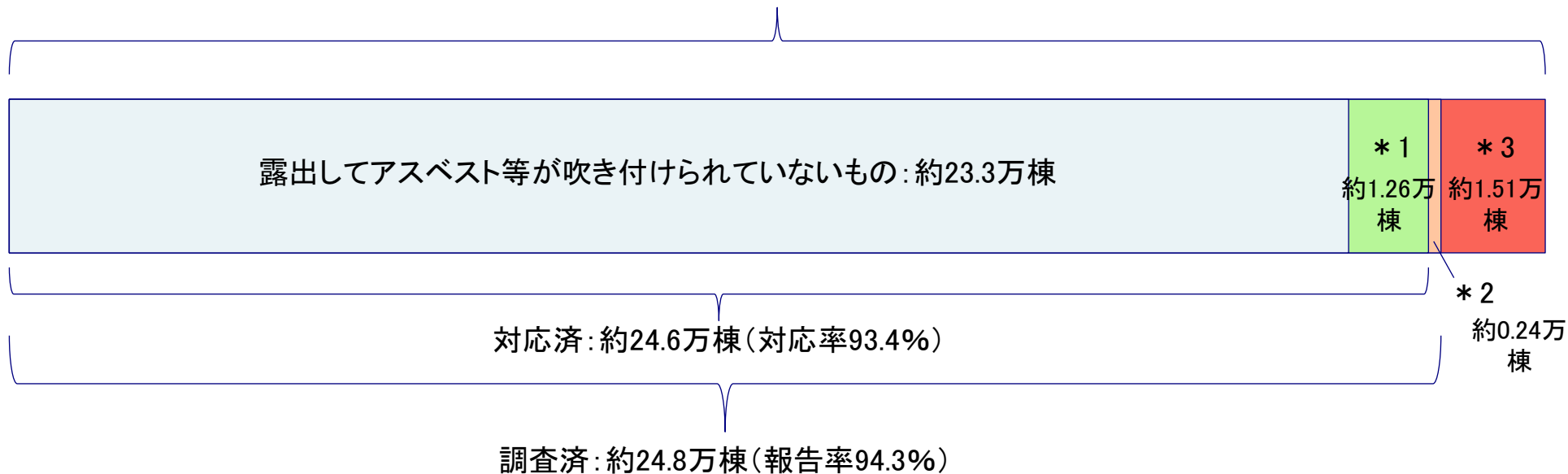
●調査結果(R2.3.7現在)

- ・ **調査対象:約26.3万棟** →うち対応済<sup>※1</sup>:約24.6万棟(対応率93.4%)
- ・ 調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物:約1.50万棟 →うち除去済<sup>※2</sup>:約1.26万棟(除去率80.2%)

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの(予定を含む)」

※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの」

**調査対象:約26.3万棟**



- \* 1 露出してアスベストが吹き付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの(予定を含む):約1.26万棟
- \* 2 露出してアスベストが吹き付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策が未実施のもの:約0.24万棟
- \* 3 未報告のもの:約1.51万棟

# 3. 民間建築物におけるアスベスト対策の 今後の取組方針

---

- 平成31年3月の社会資本整備審議会アスベスト対策部会(第9回)において、
- 特定行政庁における小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備及び実態把握のさらなる推進と、住宅・建築物アスベスト改修事業の活用や衛生上有害な建築物に対する指導・勧告等を通じた除去等の対策の推進
  - こうした台帳整備や実態把握を充実したものとするための周知徹底や、建築物石綿含有建材調査者などの活用促進
- について、取組みを進めることが必要である旨が提言されているところ。



上記提言を踏まえ、地方公共団体に対し、以下の対応等を求める通知を発出。【R1.5.7国住指第1号】

- ① アスベスト調査台帳の整備の徹底及び調査・除去等の対策の推進
  - ・ 引き続き、アスベスト調査台帳の整備を積極的に進めるとともに、調査台帳に掲載された建築物について、一層の調査・除去等の対策を推進すること。
  - ・ 建築物の所有者等に対し、アスベストの除去等に向け、指導や助言を実施し、対応が進まない場合には勧告や命令を行うなど、段階的かつ柔軟な取組みを行うこと。
- ② 重点的な周知の徹底及び調査者の活用促進
  - ・ 関係業界団体と連携した周知徹底について、継続的な取組みを行うこと。
  - ・ アスベスト台帳整備や実態把握を進めていくにあたり、国土交通省で育成に取り組んでいる「建築物石綿含有建材調査者」の積極的な活用を検討すること。

## 4. アスベスト対策の支援

---

※民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

## 住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

アスベスト改修のイメージ▶



### (1) アスベスト含有調査等

【対象建築物】 吹付けアスベスト等<sup>(※1)</sup>が施工されているおそれのある住宅・建築物で、以下に該当するもの。

- ①民間建築物(アスベスト対策に係るデータベースに記載されたもの)
- ②市区町村所有建築物(平成29年度までに市区町村が作成したアスベスト含有調査等に関する計画に記載されたものであって、アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するもの)

【交付内容】 吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用

【国費率】 10/10(限度額:原則25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)

【実施要件】 建築物石綿含有建材調査者<sup>(※2)</sup>が調査を実施するもの

- 【事業期限】
- ①民間建築物:令和7年度末までを着手期限とする。
  - ②市区町村所有建築物:令和5年度末までを着手期限とする。(都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了)

### (2) アスベスト除去等

【対象建築物】 吹付けアスベスト等<sup>(※1)</sup>が施工されている住宅・建築物で、以下に該当するもの。((1)アスベスト含有調査等の対象建築物に限らない)

- ①民間建築物
- ②市区町村所有建築物(アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するもの)

【交付内容】 所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用<sup>(※3)</sup>

【国費率】

- ・地方公共団体が実施する場合:1/3以内
- ・民間事業者が実施する場合:地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)

【実施要件】 石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に建築物石綿含有建材調査者<sup>(※2)</sup>を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施するもの

- 【事業期限】
- ①民間建築物:令和7年度末までを着手期限とする。
  - ②市区町村所有建築物:令和5年度末までを着手期限とする。(都道府県所有建築物は、平成28年度末を期限に終了)

(※1)吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール

(※2)建築物石綿含有建材調査者(建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号))  
アスベストに関する知識を有し、建築物の調査に関する実務に精通しているアスベスト調査の専門家

(※3)住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除却に要する費用相当分とする

## (3) 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導等

【交付内容】 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業  
例) 専門家派遣、説明会・学習会の実施、アスベスト対策のPRパンフレット作成 など

【国費率】 地方公共団体が実施する場合：1/2  
民間事業者が実施する場合：地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)

【期限】 なし

【実施要件】 なし

### 例) 説明会の実施



### 例) PRパンフレット・チラシの作成



**建物所有者、借主者のみなさまへ**

**危険!** あなたの、その建物には「アスベスト含有建材」が使われているかもしれません。

## アスベストの有無を調査しましょう!

建物に使われているアスベストで健康被害を起こした場合、建物の所有者の責任が問われます。

**従業者が中核臓器・がんになったケースも!**

アスベストを改修する事業に当たって(もし健康被害がなくても)可能性があり、改修でアスベストのある建材(壁紙、石膏等)で作業をしていた人(建設作業従事者以外)の中にも、アスベスト暴露される中途で健康被害になった方が20人以上います。健康被害は、アスベストや不潔な作業の両方のアスベストに起因するといふ、安全が配慮しなければなりません。

**建物の所有者(賃貸人)に対し、損害賠償の支払いが命じられることも。**

既に改修されたアスベストの建物で働いていた従業者が、アスベストを改修するに当たっては必ずしも必ずしも健康被害に巻き込まれた事例があります。この際、「賃貸している建物は健康被害に巻き込まれたアスベストが原因」として、建物の所有者が損害賠償を命じられることが、この事故では、同じく所有者が「土壌汚染対策、保存上の対策」がなかったとして建物の耐震対策を命じられた事例がありました。

**いずれはアスベスト調査が必要になります。**

**不動産取引時にはアスベスト調査が必要になります。**

- 不動産の売却・買取り時
- 賃貸借の更新・解約時
- 建物の売却時

**日常使用時でもアスベスト調査が必要になります。**

- 正業の廃業と廃業時
- 定例調査時

**解体・改修時にはアスベストの事前調査が義務付けられています。**

- 解体・改修時
- 大規模修繕工事による改修時の調査時
- 分譲マンションによる改修時の調査時
- 解体・改修工事現場で作業員と隣接する場合は、調査時に作業員が保護される

**使用の有無と状態を早めに調査しましょう!**



## 建築物のアスベスト安全対策の手引き

建築物所有者の皆さん!  
安全・安心な建築物にしましょう。

国土交通省

# アスベスト改修事業における事業期限について

## 市区町村が所有する建築物について

### (1) アスベスト含有調査

平成29年度末までに事業主体が作成するアスベスト含有調査等に関する計画に記載された建築物に限り、令和2年度末が着手期限となっていたが、これらの建築物は、地方公共団体自らが所有するものであることに鑑み、時限措置として、**アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するものに限り、令和5年度末まで着手期限を延長。**

### (2) アスベスト除去等

令和2年度末が着手期限となっていたが、これらの建築物は、地方公共団体自らが所有するものであることに鑑み、時限措置として、**アスベスト調査台帳(小規模建築物を含む)を整備している地方公共団体に存するものに限り、令和5年度末まで着手期限を延長。**

## 民間建築物について

### (1) アスベスト含有調査

平成29年度末までに業界団体等の参加する連絡会議を設置(※)している地方公共団体の管内にある建築物であって、アスベスト対策に係る建築物のデータベースに記載されたものに限り、令和2年度末が着手期限となっていたが、時限措置として、**令和7年度末まで着手期限を延長。**

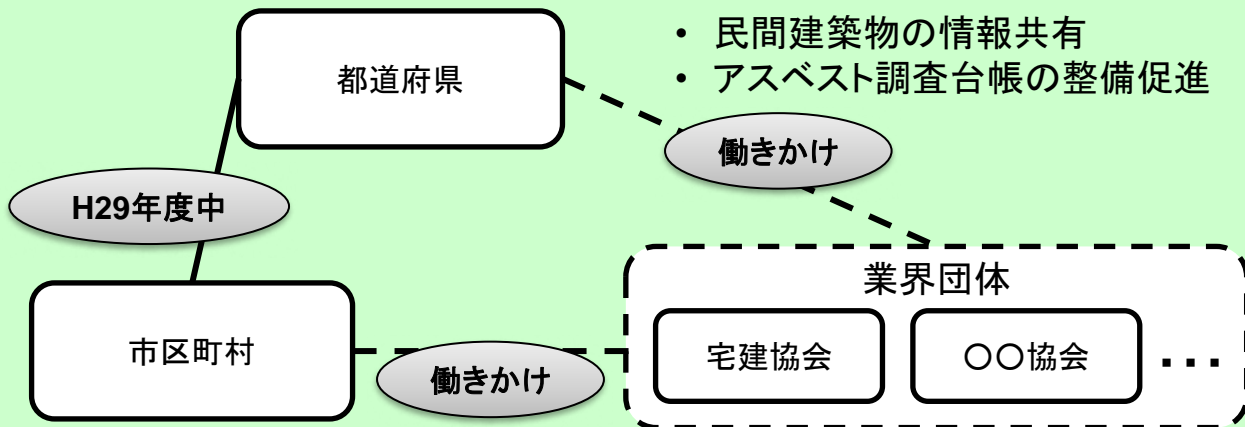
(※)連絡会議の開催に向けた行政担当者による意見交換会の実施など、具体の準備行為に着手している場合を含む。

### (2) アスベスト除去等

令和2年度末が着手期限となっていたが、時限措置として、**令和7年度末まで着手期限を延長。**

## <連絡会議の設置による関係者間での情報共有イメージ>

### 連絡会議(都道府県ごとの設置を想定)



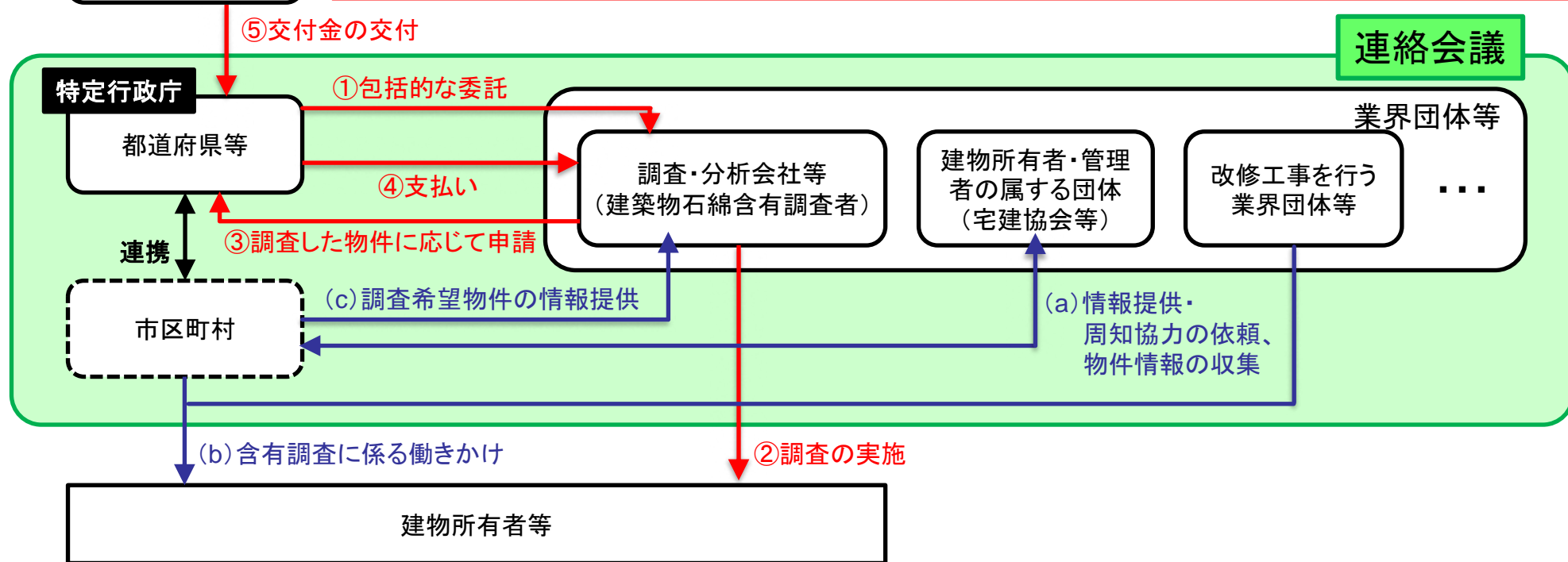
積極的な  
働きかけ

所有者等



## <補助制度のスキーム>

- ① 都道府県が建築物石綿含有建材調査者と調査戸数、金額等についての包括的な委託を行う。
- ② 調査者は情報提供(c)を踏まえて、建築物所有者と直接調整のうえ、含有調査を実施する。
- ③、④ 実施した含有調査分の諸経費を都道府県等へ申請し、支払いを受ける。
- ⑤ 都道府県等は、支払った額に応じ、国に対して交付金の交付を受ける。



## <ニーズ把握・普及啓発のスキーム>

- (a) 市区町村は、業界団体に対し情報提供・周知協力の依頼を行い、業界団体から調査を希望する参加会員の物件情報の収集を行う。
- (b) 市区町村は、都道府県・業界団体と共に建築物所有者等に対して、含有調査に係る働きかけを行う。
- (c) 建築物所有者からの相談・業界団体からの情報提供を受けて、委託を受けた調査・分析会社等に対して情報提供を行う。

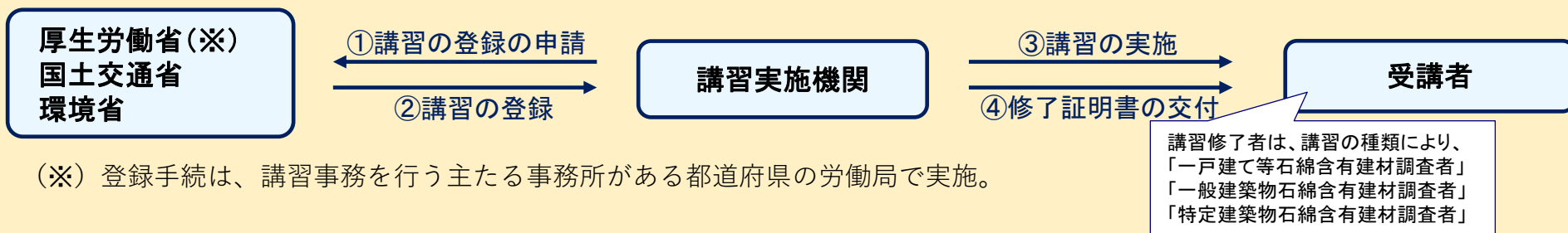
# 5. 建築物石綿含有建材調査者講習 登録制度

---

- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚労省・環境省・国交省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を発展。)
- 建築物石綿含有建材調査者に係る講習のほか、一戸建て等石綿含有建材調査者(※)に係る講習を整備。

(※) 一戸建て住宅及び共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分を指す。

## 講習の登録制度



講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者(改正前の建築物石綿含有建材調査者)に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習方法等	講義(11時間)、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義(11時間)及び筆記試験	講義(7時間)及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者(改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) :建築物の通常の使用状態における調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) :建築物の通常の使用状態における調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定